

## 医療給付費分、後期高齢者支援分、介護給付金分の課税限度額が変更になります

平成23年度税制改正により、「医療給付費分」「後期高齢者支援分」「介護給付金分」の課税限度額を下表のとおり改定しました。

国民健康保険税には、国民健康保険加入者の医療費等の費用として「医療給付費分」、後期高齢者医療制度への支援金等の費用として課税される「後期高齢者支援分」、40歳から64歳までの加入者に対し、介護保険制度への納付金として課税する「介護給付金分」があります。

課税の区分	医療給付費分	後期高齢者支援分	介護給付金分
平成22年度	50万円	13万円	10万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円

## 2. 個人市県民税について

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成23年度個人市県民税が減免されます

### 失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業により失業した場合、又は病気等によりやむを得ず離職した場合はいいます。

### 一定の所得条件とは

- ①本人の平成22年中所得が400万円以下の方
  - ②本人の平成23年中所得が平成22年中所得より30%以上減少する方
  - ③世帯全員の平成23年中所得合計金額が400万円以下の場合
- ※①②③の条件を全て満たさなければなりません。※平成23年中所得には雇用保険基本手当等を含みます。

### 減免割合

申請日以後に到来する納期分の所得割額を、所得の減少の程度に応じて減免します。  
(均等割は減免の対象になりません)

【減免の割合】

22年中の所得金額	23年中所得の減少の程度	
	30%以上50%未満	50%以上
200万円以下	2分の1	10分の10
300万円以下	4分の1	2分の1
300万円以上400万円以下	8分の1	4分の1

### 申請に必要なもの

- 失業の理由が確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)
- 廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

問い合わせ 税務課 市民税管理班 ☎0978-72-1111(内線133・178・188)